

津波防災地域づくり 推進計画について

(津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン(平成30年4月国土交通省総合政策局参事官)より抜粋)

陸前高田市防災局防災課



1 津波防災地域づくり法の基本的な考え方

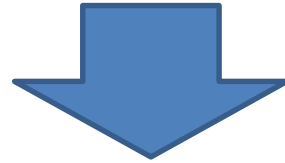
津波防災地域づくり法の基本的な考え方は次の4点

- 東日本大震災相当の「最大クラスの津波」を想定
- ハード・ソフトあらゆる施策を総動員する「多重防御」
- 地域活性化の観点も含めた、地域づくりの中での津波防災を推進
- あらゆる施策の連携等には、地域住民、民間事業者等の理解・協力が重要



2 津波防災地域づくり法の市町村の役割

- 市町村の主な役割は「推進計画の作成」
- 推進計画は、都道府県による津波浸水想定の設定が行われた地域において作成が可能



今般、陸前高田市においても作成する。



法律の概要（平成23年12月14日公布 平成23年12月27日一部施行、平成24年6月13日全部施行）

基本指針

基礎調査の実施

都道府県は津波による災害の発生のおそれがある沿岸の陸域及び海域に関する地形、地質、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行う。

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

津波災害警戒区域等の指定

- ・都道府県知事は、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築等を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

図1 津波防災地域づくり法の全体概要

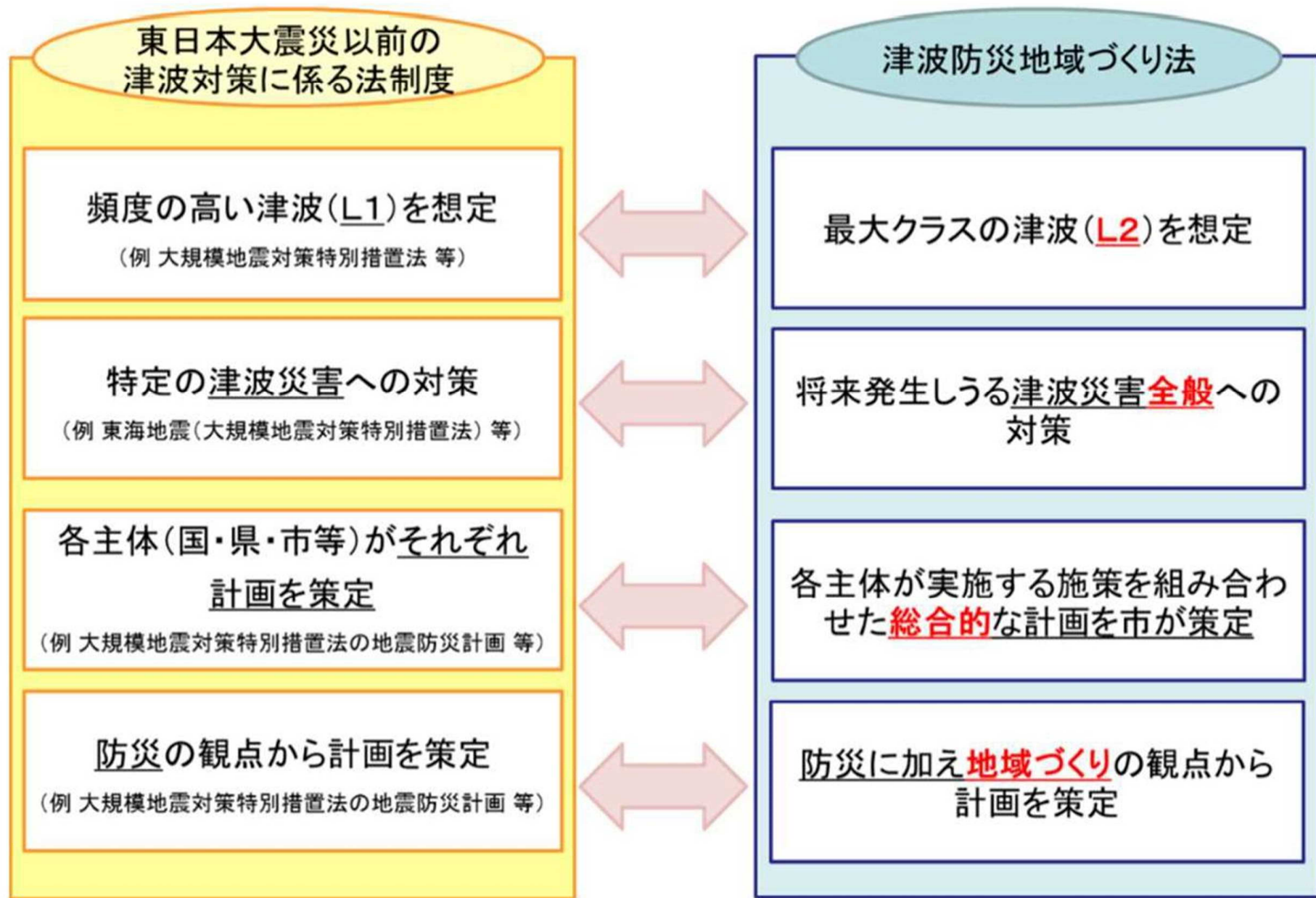


図2 東日本大震災以前の津波対策に係る法制度と津波防災地域づくり法の相違点

3 推進計画の概要

- 推進計画とは、津波防災地域づくり法の基本的な考え方に基づいて、津波防災地域づくりを総合的に推進するために市町村が作成する計画
- 市町村が実施する施策だけでなく、国・都道府県・地域住民など多様な主体が実施するハード・ソフトのあらゆる施策を計画に位置付けることが可能
- 計画の作成に当たっては、関係主体との協議が必要。より総合的・効果的な計画を作成するに当たっては、協議会が有効的

4 推進計画の作成のメリット・効果

- 推進計画を作成すると、推進計画区域内において、津波防護施設の整備等の特例措置（国からの財政支援）等を利用することが可能
- 作成済みの市町村においては、推進計画を作成したことで、事業・事務の進捗等の効果があったとの意見が多く見られる。
- 住民からも、推進計画の作成に対するニーズは高い。



5 推進計画に記載する事項

推進計画には計画区域を必ず記載するほか、以下の事項を記載することが出来る。

- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水区域における土地の利用及び警戒避難体制の整備に関する事項
- 津波防災地域づくりの推進のために行う以下の事業・事務に関する事項
 - ・ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設等に係る施設の整備に関する事項
 - ・ 津波防護施設の整備に関する事項
 - ・ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業、市街地再開発事業等の市街地の整備改善のための事業に関する事項
 - ・ 避難路、避難施設、公園、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理に関する事項
 - ・ 集団移転促進事業に関する事項
 - ・ 地籍調査の実施に関する事項
 - ・ 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の推進に関する事項



制度上、必ずしも全てを計画に記載する必要はないが、出来る限り、記載を充実させることが望ましい。

5 推進計画に記載する事項

避難体制の整備に関する事項



地域防災計画、津波避難計画における避難の方針を整理し記載



避難困難地域、困難者数を設定

○設定のポイント

- ・避難困難地域の算出基準については、決まった定義がないため、地域の実情を踏まえ、精度を設定することが可能
- ・避難困難地域は、避難所を中心に、避難距離（避難時間（避難開始から津波到達までの時間）×避難速度）を半径とした円を描き、円から抜けているエリアを抽出する簡易な方法も考えられる。
- ・避難困難者数は、「避難困難地域 × 対象エリアの人口密度」で算出する簡易な方法も考えられる。